

# 矢島中学校 いじめ防止基本方針

H26.3  
R8.4.1 改正

## 「いじめに対する基本的な考え方」

いじめ防止対策推進法、第一条「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである」を受け、本校では「いじめは絶対に許されない卑怯な行為であり、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」との意識を全職員で共有し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に全力で努めることとする。

## 「いじめ対策委員会」

○校長 ○教頭 ○教務主任 ○生徒指導主事 ○学年主任 ○養護教諭 ○関係学級担任 ※スクールカウンセラー

## 「いじめの防止」

- (1) いじめ防止に関する体制づくり
  - 職員の危機管理意識の向上のため、いじめに関する研修会等を定期的実施する。
  - 毎週実施する経営推進会議で、生徒についての情報交換と情報共有を図る。
- (2) 学級経営の充実
  - 「寄り添い」を軸にした学級経営の充実を図り、生徒と教師、生徒同士の信頼関係の構築を図る。
  - 「3つルール（・人の話は最後まで聞く・人の失敗を笑わない・人の嫌がることをしない、言わない）」と「リレーション」の確立した学級経営を共通認識し、規範意識の醸成を図る。
  - Q U調査や学級アンケートの実施により、生徒の人間関係や交友関係等を把握する。
  - S Cとの連携によるソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングの実施により、よりよい人間関係の構築に努める。
- (3) 「生徒指導の4つの視点」を生かした授業の構築
  - どの生徒にとっても「分かる授業・面白い授業」になるようにする。
  - 生徒一人一人の強みや個性を生かせる機会を提供したり、相互評価を取り入れたりするなど、お互いのよさに気付くことができるようにする。
  - 自分の考えを发表或し表現したりする場を設定する。
  - 友だちの意見や考えに触れることのできる話し合い活動を設定する。
- (4) 道徳教育の充実
  - 「命の大切さ」や「正義や公正を重んじる心」等の資料で道徳性の育成を図る。
  - 行事、体験活動と日常生活との関連性の中で自己有用感の向上を図る。
- (5) 生徒会主体による自治的活動の展開
  - 生徒の主体的な活動により、よりよい学校づくりに向けた取り組みを推進する。
  - 「いじめ撲滅」をテーマにした生徒集会を実施し、全校生徒による「いじめ撲滅宣言」や標語の作成と校内掲示等を実施する。
- (6) ネットやメールへの対応
  - アンケートによる状況調査を実施する。
  - 技・家や特活の授業やネットトラブル防止集会で情報モラルに関する指導の強化を図る。
  - P T A懇談会や学校報で保護者の啓発を図る。

## 「早期発見」

- 毎週開催する経営推進会議や主任会において、いじめや生徒指導上の諸問題に関する情報交換を行うとともに、養護教諭から保健室での情報や生徒の様子についても加え、多面的な実態 把握に努める。
- 各期(年間Ⅳ期)に応じて、学校独自の「生活に関するアンケート」を実施し、いじめの早期発見に努める。
- 情報交換や情報を共有しやすい教職員集団の育成を図る。

## 「いじめに対する措置」

- いじめに関する情報をつかんだ時は、担任や学年部が中心となり事実確認を速やかに行うとともに、被害的立場にある生徒への最大の保護と支援を行う。また、速やかに生徒指導主事、管理職へ報告する。
- いじめの事実を確認した際は、早急にいじめ対策委員会を開いて、今後の対応について「最悪を想定して最善の方法を取る」よう協議する。
- 加害生徒に対し、即刻いじめ行為を止めさせる指導の他、保護者に対しても継続的な助言を行う。また、被害生徒とその保護者へは日々の情報交換をより一層行い、学校生活に対する安心感とよりよい人間関係の構築に向けた最大限の支援を行う。
- 周囲の生徒に対しても、いじめは「絶対許されない事」「あってはならない事」「見過ごしてはいけない事」を再度認識させ、いじめ根絶のための態度を育成する。
- 重大事態に発展しかねない犯罪的行為については、警察・児童相談所等の関係機関と連携を図りながら対応する。

## 「保護者や地域との連携」

- ・ P T Aや学校運営協議会等と連携し、情報発信に努めながら、いじめ撲滅に向けた意識の向上を図る。

## 「関係諸機関との連携」

- ・ S S Wの協力を得たり、警察・児童相談所の他状況によっては、地区民生児童委員や福祉協議会等との連携を図りながら対応する。